

○飯山市放送番組審議会規程

平成13年12月26日訓令第5号

改正

平成15年3月27日訓令第3号

平成17年3月25日訓令第8号

平成22年3月26日訓令第3号

飯山市放送番組審議会規程

（目的）

第1条 この訓令は、飯山市情報通信施設条例（平成13年飯山市条例第24号）第21条の規定により飯山市放送番組審議会（以下「審議会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、任期満了後に審議会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員総数の過半数の出席によって成立する。

3 審議会は、年2回以上開催する。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（庶務）

第4条 審議会の庶務は、総務部企画財政課が行う。

（補則）

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月27日訓令第3号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年 3 月25日訓令第 8 号）

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月26日訓令第 3 号）

この訓令は、平成22年10月 1 日から施行する。